

# 津地区医師会居宅介護支援事業運営規定

## (趣 旨)

第1条 この規定は、「津地区医師会介護支援センター」(以下「センター」という。)が、介護保険法第46条第1項に基づき居宅介護保険事業を行うことに関して必要な事項を定める。

## (センターの設置)

第2条 センターは、公益社団法人津地区医師会が設置し、事務所を津市島崎町97番1に置く

## (管理運営)

第3条 センターの管理運営のため、津地区医師会に「津地区医師会介護支援センター運営委員会」を置く。委員会の組織運営等は別に定める。

## (運営方針)

第4条 1. センターは、要介護状態・要支援状態の利用者が、可能な限り居宅において、利用者の心身の状況、その置かれている環境、意向等を勘案して居宅サービス計画を作成し、そのサービス計画に基づく在宅サービスを提供することにより、利用者が自立した日常生活を営むことを目指して行うものとする。

2. 介護支援の各種サービスの提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。また、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

3. 事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者個々の居宅サービス計画に基づく総合的かつ効率的な在宅サービスを提供が確保されるよう三重県・市町村等の行政機関及び他の関係施設との連絡調整を行い推進しなければならない。

## (職 員)

第5条 1. センターに次の職員を置く。

**介護支援専門員 3名**

**管理者 1名 常勤者 2名**

2. 職員の職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者 センターの介護支援専門員、その他従業員の管理、及びセンター利用の申し込みに係わる調整、業務の実施状況の把握、その他センター業務を統括し執行する。

(2) 従業員 管理者の指示により居宅介護支援業務を行う。

## (営業日及び営業時間)

第6条 営業日及び営業時間は、原則として月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までの間とする。

ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)は、業務を行わないものとする。

## (利用対象者と実施地域)

第7条 1. 在宅の要介護・要支援者に対し、在宅介護・看護の総合的な相談に応じ、必要な各種保健・福祉サービスが受けられるよう援助すると共に、介護保険法に基づく要介護認定を受け、センター利用希望者を対象とする。

2. 通常の事業実施地域は、津市とする。

#### (指定居宅介護支援サービスの提供方法及び内容)

第8条 センターが行う居宅介護支援の提供は、次の各号によるものとする。

- (1) 相談を受ける場所は、センターの相談室または各利用者の居宅とする。
- (2) サービス担当者会議は、利用者の居宅、センター事務所（ケアプラン作成室）または必要に応じ各サービス提供事業所事務所とする。
- (3) 課題分析票は課題分析標準項目に準じたアセスメントツールを使用し、必要に応じて他の課題分析票を併用する。
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度は、第6条に基づき必要に応じて実施する。

#### (緊急時等の対応)

第9条 利用者に病状の急変等が生じた場合には、まずかかりつけ医に連絡して指示を仰ぐことを原則とする。もし、かかりつけ医が対応できない場合には、救急車をよぶなど臨機応変の対応をするものとする。

#### (ハラスメント、虐待等の取り組みについて)

第10条 ハラスメント、虐待等の防止については研修等を受け、法令に基づき取り組んでいく。詳細については別紙指針を参照する。

#### (苦情処理の対応)

第11条 1. センターが行う保険医療サービス及び福祉サービスに対する利用者からの苦情については、迅速かつ適切に対応しなければならない。  
2. その措置は、別に定める規定による。

#### (事故発生時の対応)

第12条 1. センターが行う居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに事故状況に応じて適正な処置を講ずる。  
2. 必要により関係者の会議を開催し、誠意をもって円滑処理を支援する。  
3. 居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

#### (利用料)

第13条 利用料は、全額介護保険から支払われるため、利用者からの自己負担は発生しないものとする。

#### (委 任)

第14条 この規定に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は、津地区医師会会長が別に定める。

#### 附 則

この規定は、平成20年10月10日から施行する。この規定は、平成21年5月1日から施行する。  
この規定は、平成21年6月1日から施行する。この規定は、平成24年6月21日から施行する。  
この規定は、平成26年2月1日から施行する。この規定は、平成26年4月21日から施行する。  
この規定は、平成27年4月1日から施行する。この規定は、平成29年11月1日から施行する。  
この規定は、令和2年6月16日から施行する。この規定は、令和5年4月1日から施行する。  
この規定は、令和6年4月1日から施行する。